

地域連携薬剤師研修申込み等に関する QA

2021. 02. 09 現在（問い合わせ先 皆川、松尾、木地、上杉）

日本保険薬局協会において、2021年8月1日に施行される地域連携薬局に係る新しい研修制度の創設についてご案内したところ、多くの企業様からご質問をいただいております。

ご質問につきましては、電話、メール等で回答いたしておりますが、参考のために、これまでのご質問に対して協会からお答えしたところを次ページ以降まとめております。

大きく、以下のような項目に分けられます。

- 非会員企業の申込について
- 受講資格について
- 申込スケジュールについて
- 研修費用について
- 健康サポート薬局との関係について
- 研修に係る認定要件とその手続きについて

(1月26日 会員企業様)

Q 健康サポート薬局研修を受講していなくても受講できますでしょうか？

A 今回の研修は健康サポート薬局研修技能Ⅲを中心に構成しており、地域連携薬局認定の観点からは健康サポート薬局研修受講者は本研修を受講する必要はありません。このようなことから、健康サポート薬局研修未受講者を基本的に対象としておりますことをご理解ください。なお、本研修終了後、何年かののちに健康サポート薬局研修を受講していただくことを奨励しております。

Q 会員企業の従業員が受講資格対象でしょうか？

A 会員企業薬剤師、非会員企業薬剤師、個人薬剤師すべてを対象としております。会員企業薬剤師とそれ以外には若干の費用の差があります。

Q 受講申し込みをするにおいて何か受講資格（経歴、薬剤師歴など）はございますか

A 本研修の場合、薬剤師であれば特に経歴等の要件はありません。薬剤師ではない場合、地域連携薬局の要件にはなりません。経営幹部にお聞きいただいても参考になる内容ですので、広くご案内ください。

(1月26日 会員企業様)

Q 大前提として、地域連携薬局の要件として、地域連携薬局としての認可を得るためには地域連携薬剤師研修を受けておくことが必要という事でしょうか？

A これから通知が出ます（1/29に発出）。必ずしも事前の本研修修了が求められるわけではありませんが、一年以内に研修を受けることの計画を出すこととなります。ただ、事前に受けておけば研修の実績報告とその後の計画を出せばいいので、面倒くさくはないかと思いい、協会は3月に開始することとしています。修了証は健サポ研修と同様6年の有効期間といたしますので、早めにお受けいただいても長期に活用できます。

A 過去に健康サポート薬局研修を受講している者は、地域連携薬剤師研修を無料で受講できるのでしょうか？

Q 検討いたしますが、そのようなニーズはありますでしょうか？修了証を出す場合は少しコストを負担していただく予定です。

Q これから新たに受講する者は、3月に地域連携薬剤師研修(2200円)を受けてから後に、健康サポート薬局研修(4400円)を受講する流れでよろしいでしょうか？

A そのように考えております。健サポ研修受付管理のシステムを改修し、地域連携薬剤師研修を終了後5年以内に健サポ研修を受講する場合、(本研修の費用2200円を控除し)4400円に研修費用を減額する予定です。

Q 3月の地域連携薬剤師研修に関しましては、4月以降の支払いは可能でしょうか？(予算の計上が無いものですから)

・問題ありません。事前にご連絡していただければ、お支払い時期の調整は御社のご希望に応じて対応いたします。

(1月27日 非会員企業様)

Q 弊社は日本保険薬局協会ではないが研修を受けることが可能でしょうか？

A 会員企業、非会員企業ともにお申込みいただけますので、ご活用ください。

Q 今回の研修は地域連携薬局の認定申請に必要な地域包括ケアシステムに関する研修に該当するののか？

A 厚生省令の規定は以下の通りです。現時点の解釈は、3-9に該当します。なお、3-8は健康サポート薬局研修と言われています。なお、今月中に関係通知が発出され、明らかになります。

省令第 10 条の 2（地域連携薬局の基準等）

3-8 当該薬局に勤務している**薬剤師の半数以上が**、地域包括ケアシステムに関する研修を修了した者であること。

3-9 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する**すべての薬剤師に対し**、一年以内ごとに、**前号の研修又はこれに準ずる研修を計画的に受けさせている**こと。

Q 地域包括ケアシステムに関する研修は健康サポート薬局研修の修了が必要との認識であったが、今回の新しい研修を受講すれば良いと考えてさしつかえないか？

A 現段階の解釈は上記のとおりです。今後明らかになれば改めてご案内申し上げます。

（1月29日 会員企業様）

Q 今回の研修はWEB開催とのことですが定員設定はしていますか？

A 定員の設定はありません。オンデマンドの研修で、ID、パスワードを用いてそれぞれの方が受講していただく研修となります。なお、企業によっては、集合してモニターを活用して研修を実施する場合があります。よろしくご検討ください。

（1/29 会員企業様）

Q 研修の申込受付はいつ頃開始になるのか。

A 企業様の新人研修等に間に合うよう、3月中には募集開始、研修実施開始予定です。よろしく願いいたします。

Q この研修を受講すれば、地域連携薬局の認定となるのか。健サポ研修も受講しないと認定されないのか。

A ご案内のように、1月29日に発出された通知において、職員の半数以上が受けていなければならない研修については健康サポート薬局研修修了証を有することが要件として定められました。この研修は30時間以上かかる研修であり負担が大きいことから、全員が計画的に受講する研修に該当させることは無理があると考え、そのために健康サポート薬局

研修に含まれる内容のうち地域包括ケアに係る部分を取り出し厚生労働省の講演を加えて4時間強の研修に再編成したものが本研修です。現時点では毎年計画的に受講させる研修に該当させる運用となりますが、将来的には2番目の研修としても適用していただけるような可能性を探っていきたいと考えております。

Q web研修となりそうだが、日時指定の研修なのか。一定期間で個別で受けるものでしょうか？

A オンデマンドの研修になりますので、受講生の都合のいい時間にID、パスワードを利用して研修サイトにアクセスしていただくこととなります。また、4時間強ですが、短時間に区切って受講することも可能です。
全て終了した時点で当方が把握し、翌月に修了証を発行、発送することとなります。

Q 受講しなかった場合は、費用はどうなるのか？

A 趣旨が分からないところがありますが、申し込み後受講しなかった場合についての取り扱いは以下のようにしています。

当方の経理上、申し込みの時点で収入を発生させ請求権の行使を行うこととなりますが、お申し込み後一切研修サイトにアクセスしなかった方については、年度末に確認し、経理上未収金の欠損処理をすることにいたしております。もちろんこの処理の前に、該当の方には何らかの形でご連絡をとらせていただいております。

(2/4 非会員企業様)

Q 非会員の場合、研修費用はいくらになりますか。

A 管理費用として3000円と消費税300円の予定です。なお、非会員の受講者であっても、将来その方が健康サポート薬局研修を受講される場合この受講費用から3300円を控除した額を請求費用といたしておりますので、是非とも両方の研修をご活用ください。

Q 資料6ページ目（地域連携薬局の要件の認定要件と健康サポート薬局、地域支援体制加算届け出要件の比較）につきましての質問です。

<https://secure.nippon-pa.org/mail/img/npha20210201.pdf>

要件 地域連携薬局（2021.08.01）の列、薬剤師（含む研修）の行に記載がある、下記3点ですが、どの項目が今回の地域連携薬剤師研修に該当しますか。

- 1 一年以上勤務している常勤薬剤師の一定数以上の配置（半数以上）
- 2 地域包括ケアに関する研修を修了した常勤薬剤師の一定数以上の配置（半数以上）
- 3 全ての薬剤師に対する地域包括ケアに関する研修の計画的な実施

A ご案内のように、1月29日に発出された通知において、上記2番目の研修については健康サポート薬局研修修了証を有することが要件として定められました。この研修は30時間以上かかる研修であり負担が大きいことから、全員が実施する上記3番目の研修に該当させることは無理があると考え、そのために健康サポート薬局研修に含まれる内容のうち地域包括ケアに係る部分を取り出し厚生労働省の講演を加えて4時間強の研修に再編成したものです。現時点では上記3番目の研修に該当させる運用となりますが、将来的には上記2番目の研修としても適用していただけるよう働きかけを行っていきたいと思っております。

(2/5 会員企業様)

Q 8月の地域連携薬局届出に関して地域包括ケアに関する研修を修了した常勤薬剤師の一定数以上の配置（半数以上）とありますが、

この【域包括ケアに関する研修を修了】というのは

- ①新しい地域連携薬剤師研修の修了（修了証）
- ②健康サポート薬局研修の修了（修了証）

①および②両方の修了が必要との解釈でよろしいでしょうか。
もしくは①のみが必須、②のみが必須などありますでしょうか。

A 認定手続きの文書として事前に必要なのは②です。①については認定申請時受講済みの方がおられればその人数を記載し、受講済みでない方については今後いつごろ受講するかの計画を出すものと考えております。また、毎年計画については、本研修の一部について定期的に再履修するという計画を提出していただければと思います。いずれにしても、認定手続きを実施する都道府県において今後詳細な申請手続きが定められていきますので、これに従うこととなります。

なお、このようなことを含め、研修コンテンツにおいて丁寧に説明申し上げることとしておりますので、よろしければどなたか早めに受講していただき理解を深めていただければ幸いです。

(2/9 会員企業様)

2/4 日付 ジョブクローバー様の QA に関する確認質問 (重複があるため割愛)

(2/10 会員企業様)

ご連絡ありがとうございます。以下、お答え申し上げます。

Q 知り合いの会社 (非会員) も地域連携薬剤師研修制度の受講を検討しているが、非会員の場合も、会員と同じく 3 月下旬申込できますか。

A 非会員企業様、個人の方につきましても会員企業様と同様に 3 月中にはお申込みいただけますよう準備しています。なお、3 月から認定手続きが始まる 8 月までの間は、会員加入促進プロモーション期間として、非会員企業様が企業として本研修にお申込みいただける場合、会員企業様と同じ料金で受講していただけるよう検討したいと考えておりますので、よろしくご紹介ください。

(2/10 会員企業様)

Q 「求められているものは、「地域包括ケアに係る研修」であり、当該薬局の半数は健康サポート薬局研修の修了 (修了証) が求められている。」例えばこれは 4 名薬剤師がいて、2 名は健康サポート薬局研修が終了していないといけないということなのでしょうか。地域連携薬剤師研修だけ受けてもだめで、健康サポート薬局研修を受けていないといけないのでしょうか。

A ご指摘の通りです。研修については 2 つの要件があり、両方とも満たす必要があります。①半数以上の薬剤師が健康サポート薬局研修の修了証を持つということと、②全員が毎年計画的に実施される地域包括ケアに係る研修又はそれに準ずる研修に参加するというものです。なお、日本保険薬局協会が実施する新しい地域連携薬剤師研修については、一度配布

された ID、パスワードはその後も有効ですので、毎年計画的にその一部にアクセスしていただくことにより②の要件を満たすものと考えております